

○沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成28年3月29日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成28年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(土壌基準)

第3条 条例第6条の土壌基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、当該土壌基準は、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(国又は地方公共団体に準ずる団体)

第4条 条例第7条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区、同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第95条第1項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び同法第3条に規定する資格を有する者
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により都道府県知事の認可を受けた者、同法第14条第1項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第51条の2第1項に規定する認可を受けた株式会社
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (7) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (8) 日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）に規定する日本下水道事業団
- (9) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、地方公共団体に準ずる者と市長が認めたもの

2 前項第9号の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 土壌の汚染の防止を適確に行うことができることを証する書類
- (4) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(令7規則18・一部改正)

(法令等の規定に基づく土砂等による埋立て等)

第5条 条例第7条第1項第3号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可を受けた採取計画（同法第33条の5第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等
- (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けた採取計画（同法第20条第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために当該一般廃棄物処理施設及び当該産業廃棄物処理施設において行う土砂等による埋立て等

(令7規則18・一部改正)

(土砂等の搬入計画の届出を要しない土砂等による埋立て等)

第6条 条例第7条第1項第5号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の実管理行為として行う土砂等による埋立て等

(令7規則18・一部改正)

(土砂等の搬入計画の届出等)

第7条 条例第7条第2項の届出書は、小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書（別記様式第1号）とする。

2 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 埋立等区域の位置を示す図面
- (2) 埋立等区域の付近の見取図
- (3) 条例第7条第1項の規定による届出をしようとする者（以下「届出者」という。）
が個人である場合にあっては、届出者の住民票の写し
- (4) 届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書
- (5) 埋立等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (6) 埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
- (7) 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項に規定する届出書を受領したときは、小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書受領通知書（別記様式第2号）により届出者に通知するものとする。

（令7規則18・全改）

第8条及び第9条 削除

（令7規則18）

（土砂等の搬入計画の変更の届出）

第10条 条例第9条第1項の規定による変更の届出をしようとする者は、小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（別記様式第3号）に第7条第2項各号で定める書類のうち変更に係る事項に関するものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 小規模埋立等事業の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- (2) 条例第7条第2項第5号の埋立等区域に搬入する土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）

3 条例第9条第2項の規定による届出は、小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 搬入計画の届出をした者の住所又は氏名の変更にあっては、住民票の写し
- (2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更にあっては、法人の登記事項証明書

4 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 承継した者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 被相続人との続柄を証する書類
 - イ 承継した者の住民票の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 承継した者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

ア 合併契約書又は分割契約書の写し

イ 法人の登記事項証明書

ウ 吸収合併又は吸収分割により事業の全部を承継した法人にあっては、現に行っている事業の概要を説明する書類

エ その他市長が必要と認める書類

(令7規則18・一部改正)

(土砂等の搬入の事前届出)

第11条 条例第10条第1項の規則で定める土砂等の数量は、5,000立方メートルとする。

2 条例第10条第1項の規定による届出は、土砂等搬入届出書（別記様式第4号）を提出して行うものとする。

3 条例第10条第2項の規則で定める埋立等区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等が性状基準に適合していることを証する書面は、土砂等を排出する場所の管理者が発行する土砂等排出元証明書（別記様式第5号）によるものとする。

4 条例第10条第2項の規則で定める埋立等区域に搬入しようとする土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は、搬入しようとする土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、検体試料採取調書（別記様式第6号）並びに計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。第19条第1項第2号において同じ。）が発行した土壌検査証明書（別記様式第7号。第19条第1項第1号において単に「土壌検査証明書」という。）とする。

5 前項の搬入しようとする土砂等の土壌検査は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

6 条例第10条第2項第2号の規則で定める法令等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 採石法

(2) 砂利採取法

7 条例第10条第2項第2号の規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡し・譲渡証明書（別記様式第8号）又はこれに準ずる書面とする。

(令 7 規則 18・一部改正)

(性状の基準)

第 12 条 条例第 10 条第 2 項の性状基準は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 19 号）別表第 1 上欄に掲げる第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土又は第 3 種建設発生土（これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く。）に該当する性状であるものとする。

(令 7 規則 18・一部改正)

(小規模埋立等事業の完了等の届出)

第 13 条 条例第 11 条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。

- (1) 小規模埋立等事業を完了したとき 小規模埋立等事業完了届出書（別記様式第 9 号）
- (2) 小規模埋立等事業を廃止し、又は休止したとき 小規模埋立等事業廃止（休止）届出書（別記様式第 10 号）
- (3) 休止した小規模埋立等事業を再開しようとするとき 小規模埋立等事業再開届出書（別記様式第 11 号）

2 前項第 1 号及び第 2 号の届出書には、小規模埋立等事業区域の出来形に関する図面（前項第 2 号の届出書にあつては、小規模埋立等事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出を防止するために必要な措置に関する図面を含む。）を添えなければならない。

(令 7 規則 18・一部改正)

第 14 条及び第 15 条 削除

(令 7 規則 18)

(帳簿の記載)

第 16 条 条例第 15 条第 1 項の規定による帳簿の記載は、小規模埋立等事業土砂等搬入管理台帳（別記様式第 12 号）により、土砂等の搬入時に毎回行うものとする。

2 条例第 15 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 記録者の氏名
- (2) 土砂等の搬入時刻
- (3) 搬入車両の登録番号
- (4) 土砂等を運搬した者の氏名又は法人の名称
- (5) 搬入車両の運転者の氏名
- (6) 搬入した土砂等の数量
- (7) 土砂等の積み込み場所

(8) 土砂等搬入作業の内容

- 3 条例第15条第2項の規定による報告は、条例第10条第1項の搬入しようとする日の届出をした日（再開したときは、再開した日。以下この項において同じ。）から3月ごと（月の中途において当該搬入しようとする日の届出をしたとき（再開したときは、再開したとき。）は、当該搬入しようとする日の届出をした日の属する月を1月とみなす。）に遅滞なく、小規模埋立等事業土砂等搬入状況報告書（別記様式第13号）に当該期間の小規模埋立等事業土砂等搬入管理台帳の写しを添えて行うものとする。

（令7規則18・一部改正）

（埋立等区域内土壌検査）

- 第17条 搬入計画の届出をした者は、次の各号に掲げる日から起算して6月を経過する日又は次の各号に掲げる日から計算して埋立等区域に搬入した土砂等の数量が5,000立方メートルを超える日のいずれか早い日（以下「検査基準日」という。）をもって、条例第16条第1項に規定する土壌検査（埋立等区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「埋立等区域内土壌検査」という。）を行う義務を負うものとする。

(1) 埋立等区域へ土砂等の搬入を開始した日

(2) 前回の検査基準日

- 2 搬入計画の届出をした者は、小規模埋立等事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、埋立等区域内土壌検査を行う義務を負うものとする。

- 3 埋立等区域内土壌検査のための試料は、市長の指定する職員の立会いの上、これを取しなければならない。

- 4 埋立等区域内土壌検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 埋立等区域内土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、埋立等区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点4地点）の土壌について行うこと。

(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取する地点において等量とし、採取後混合し、1つの試料とすること。

(3) 埋立等区域内土壌検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

（令7規則18・一部改正）

(水質検査)

第18条 条例第16条第1項に規定する排出される水の検査(以下「水質検査」という。)については、前条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中「土壌検査(埋立等区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「埋立等区域内土壌検査」という。)」とあるのは「排出される水の検査(以下この条において「水質検査」という。)」と、同条第2項及び第3項中「埋立等区域内土壌検査」とあるのは「水質検査」と読み替えるものとする。

2 水質検査は、前項の規定により読み替えて準用する前条第3項の規定により採取した試料について、それぞれ別表第3の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

(令7規則18・一部改正)

(埋立等区域内土壌検査及び水質検査の報告)

第19条 条例第16条第1項の規定による報告は、埋立等区域内土壌検査等報告書(別記様式第14号)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

- (1) 埋立等区域内土壌検査 当該埋立等区域内土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第17条第3項の規定により採取した試料の検体試料採取調書及び土壌検査証明書
- (2) 水質検査 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第1項の規定により読み替えて準用する第17条第3項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び計量士が発行した水質検査証明書(別記様式第15号)

2 条例第16条第1項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 第17条第1項の規定により行う埋立等区域内土壌検査又は前条第1項の規定により読み替えて準用する第17条第1項の規定により行う水質検査 第17条第1項各号に該当する日から30日を経過する日
- (2) 第17条第2項の規定により行う埋立等区域内土壌検査又は前条第1項の規定により読み替えて準用する第17条第2項の規定により行う水質検査 市長の定める日

(令7規則18・一部改正)

(書類の備置き等)

第20条 条例第17条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 第10条第1項、第3項及び第4項に規定する小規模埋立等事業に係る土砂等搬入

計画変更届出書の写し

(2) 第 1 1 条第 2 項に規定する土砂等搬入届出書及びその添付書類の写し

(3) 前条第 1 項に規定する埋立等区域内土壌検査等報告書及びその添付書類の写し

(令 7 規則 1 8 ・ 一部改正)

第 2 1 条 削除

(令 7 規則 1 8)

(身分証明書)

第 2 2 条 条例第 2 3 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第 1 6 号）によるものとする。

(令 7 規則 1 8 ・ 一部改正)

附 則

この規則は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 1 7 日規則第 2 1 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 2 5 日規則第 2 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 1 日規則第 4 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第 1 6 条第 1 項の規定により作成された帳簿については、当分の間、この規則による改正後の沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第 1 6 条第 1 項の規定により作成された帳簿とみなして、使用することができる。

附 則（令和 5 年 5 月 1 8 日規則第 1 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 2 3 日規則第 1 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日規則第 1 8 号）

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 3 の改正規定並びに次項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に行った沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条第4項の土壌検査、同規則第17条第1項の特定事業区域内土壌検査及び同規則第18条第1項において読み替えて準用する同規則第17条第1項の水質検査については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

別表第1（第3条、第12条、第17条関係）

（令7規則18・全改）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 14・3、14・4又は14・5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102—2 9・3・2若しくは9・3・3の蒸留操作を行い、9・4、9・5、9・6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9・7の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0120—4 7・2・1及び7・2・3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては日本産業規格K0102—4 7・2・1、7・2・2・2及び7・2・5又は7・2・1及び7・2・6に定める方法（ただし、7・2・6に定める方法により測定する場合において、7・2・2のクリーンアップを行うときは、7・2・2・2に定める操作とする。）
鉛	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 13・2、13・3、13・4又は13・5に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 24・3（24・3・3及び24・3・7を除く。）に定める方法

ひ 砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下 (埋立て等を行う場所 の土地利用目的が農用 地(田に限る。銅の項及 び別表第3の備考2に おいて同じ。)である場 合にあつては、検液 1 リ ットルにつき 0.01 ミ リグラム以下、かつ、試 料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満)	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格K0 02-3 20・2、20・3、20・4又は2 0・5に定める方法、農用地に係るものにあつては 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るひ 砒素の量 の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第 31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム 以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水 銀	検液中に検出されない こと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49 年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
PCB	検液中に検出されない こと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する 場所の土地利用目的が 農用地である場合に あつては、試料 1 キログラ ムにつき 125 ミリグ ラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の 検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第6 6号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメ タン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・ 2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以 下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・ 1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチ レン(別名塩	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9 年環境庁告示第10号。以下「平成9年環境庁告示

化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	下	第10号」という。)付表に掲げる方法
1・2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき 0.004ミリigram以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1・1—ジクロエチレン	検液1リットルにつき 0.1ミリigram以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1・2—ジクロエチレン	検液1リットルにつき 0.04ミリigram以下	シス体にあつては日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
1・1・1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき 1ミリigram以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・1・2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき 0.006ミリigram以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.01ミリigram以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.01ミリigram以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・3—ジクロプロペン	検液1リットルにつき 0.002ミリigram以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき 0.006ミリigram以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき 0.003ミリigram以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法

チオベンカ ルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・ 2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102—3 26・2、26・3 又 は 26・4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102—2 5・2 及び 5・3、5・ 2 及び 5・4（妨害となる物質としてハロゲン化合 物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定 する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 2 00 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを 溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混 合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたも のを、用い、日本産業規格 K0170—6 6 図 2 注記 のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定め る方法、5・2（蒸留操作を行う場合にあっては、 フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によ って液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマト グラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認 した場合にあっては、蒸留操作を省略することがで きる。）及び 5・5 又は 5・2 及び 5・6 に定める 方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102—3 5・2、5・5 又は 5・ 6 に定める方法
1・4—ジオ キサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

別表第 2 削除

（令 7 規則 18）

別表第 3（第 18 条関係）

（令 7 規則 18・全改）

項目	測定方法
----	------

カドミウム	日本産業規格K0102—3 14・3、14・4又は14・5に定める方法
全シアン	日本産業規格K0102—2 9・3・2若しくは9・3・3の蒸留操作を行い、9・4、9・5若しくは9・6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	日本産業規格K0102—4 7・2・1及び7・2・3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては日本産業規格K0102—4 7・2・1、7・2・2・2及び7・2・5又は7・2・1及び7・2・6に定める方法（ただし、7・2・6に定める方法により測定する場合において、7・2・2のクリーンアップを行うときは、7・2・2・2に定める操作とする。）
鉛	日本産業規格K0102—3 13・2、13・3、13・4又は13・5に定める方法
六価クロム	日本産業規格K0102—3 24・3（24・3・3及び24・3・7を除く。）に定める方法
砒 ^ひ 素	日本産業規格K0102—3 20・3、20・4又は20・5に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	日本産業規格K0102—3 11・3、11・4、11・5又は11・6に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1・2—ジクロロエタン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法

1・1—ジクロロエチレン	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1・2—ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
1・1・1—トリクロロエタン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・1・2—トリクロロエタン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・3—ジクロロプロペン	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	日本産業規格K0102—3 26・2、26・3又は26・4に定める方法
ふっ素	日本産業規格K0102—2 5・2及び5・3、5・2及び5・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は5・2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で

	妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。) 及び5・5に定める方法
ほう素	日本産業規格K0102—3 5・2、5・5又は5・6に定める方法
1・4—ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K0102—1 12に定める方法

備考

- この表の項目の欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。

様式第 1 号（第 7 条関係）

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書

年 月 日

沼田市長 様

住 所
届出者 氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

埋立て等の目的		
埋立等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） ㎡
小規模埋立等事業を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
埋立等区域に搬入する土砂等の数量	㎡ ³	
埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画		
その他		

備考 欄に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。

添付書類	1 埋立等区域の位置を示す図面 2 埋立等区域の付近の見取図 3 届出者が個人である場合にあっては、届出者の住民票の写し 4 届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書 5 埋立等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書 6 埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書 7 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書 8 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
------	---

様式第 2 号（第 7 条関係）

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書受領通知書			
様		沼 第 号	
		年 月 日	
		沼田市長	
		印	
年 月 日付けで届出のあった小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書について受領いたしましたので通知します。			
受領年月日	年 月 日	届出番号	沼 第 号
埋立等区域の位置			
埋立等区域の面積	㎡		
小規模埋立等事業を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
埋立等区域に搬入する土砂等の数量	㎥		
その他			

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書

年 月 日

沼田市長 様

住 所

届出者 氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出等をした年月日及び届出の番号	年 月 日	沼 第 号
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

備考 沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第 7 条第 2 項各号に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添付すること。

様式第 4 号（第 1 1 条関係）

土砂等搬入届出書

年 月 日

沼田市長 様

住 所
届出者 氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による届出（同条例第 9 条第 1 項の変更の届出をした場合にあっては、当該変更の届出を含む。）に係る土砂等の搬入を行いたいので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出をした年月日及び届出の番号	年 月 日	沼 第 号
今回の届出に関する土砂等の排出場所及び土砂等を排出する者	(排出場所) 所 在 地 工 事 名 (排出する者) 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号	
搬入しようとする土砂等の予定量	合 計 m ³	
添付書類	①土砂等排出元証明書（別記様式第 5 号） ②土壌検査の試料を採取した位置図 ③土壌検査の試料を採取した現場写真 ④検体試料採取調書（別記様式第 6 号） ⑤土壌検査証明書（別記様式第 7 号）	

備考 この届出書は、土砂等を搬入しようとする日の 1 0 日前までに提出すること。

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

土砂等排出元証明書

年 月 日

沼田市長 様

住 所
土砂等の排出者 氏 名 ⑩
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による搬入計画の届出（同条例第 9 条第 1 項の変更の届出をした場合にあっては、当該変更の届出を含む。）をした埋立等区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等が性状基準に適合していることを証明します。

工事名	
工事施工場所	
工事発注者	
工事施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の総排出量及び当該埋立等区域搬入予定量	総排出量 m ³ 当該埋立等区域搬入予定量 m ³
今回の証明に係る土砂等の排出量	m ³
今回の証明に係る土砂等の性状	☐ 第一種建設発生土 ☐ 第二種建設発生土 ☐ 第三種建設発生土 ※セメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く。
今回の証明に係る土砂等を運搬する者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
今回の証明に係る土砂等による埋立て等を行う搬入計画の届出をした者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」別表第 1 上欄の区分のうち該当するものにレ点を付ける。

様式第 6 号（第 1 1 条、第 1 9 条関係）

検体試料採取調書

年 月 日

住 所
届出者 氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

住 所
採取者 所 属
職 氏名
電話番号

別添の検査証明書の検体試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	土壌検査（搬入・定期・廃止・完了） 水質検査（定期・廃止・完了）
採 取 年 月 日	年 月 日
採取時の天候	
土壌検査の場合の 採取深度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る土壌検査証明書又は水質検査証明書に記載された検体番号等を記載すること。

様式第 7 号（第 1 1 条、第 1 9 条関係）

土壌検査証明書						
年 月 日						
様						
分析機関名						
代 表 者 ㊞						
所 在 地						
電話番号						
環境計量士 ㊞						
年 月 日付けで依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 4 6 号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。						
(検体番号)						
項目		単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム		mg/ℓ		0.003		
全シアン		mg/ℓ		不検出		
有機燐		mg/ℓ		不検出		
鉛		mg/ℓ		0.01		
六価クロム		mg/ℓ		0.02		
砒素		mg/ℓ		0.01		
総水銀		mg/ℓ		0.0005		
アルキル水銀		mg/ℓ		不検出		
P C B		mg/ℓ		不検出		
ジクロロメタン		mg/ℓ		0.02		
四塩化炭素		mg/ℓ		0.002		
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）		mg/ℓ		0.002		
1,2-ジクロロエタン		mg/ℓ		0.004		
1,1-ジクロロエチレン		mg/ℓ		0.1		
1,2-ジクロロエチレン		mg/ℓ		0.04		
1,1,1-トリクロロエタン		mg/ℓ		1		
1,1,2-トリクロロエタン		mg/ℓ		0.006		
トリクロロエチレン		mg/ℓ		0.01		
テトラクロロエチレン		mg/ℓ		0.01		
1,3-ジクロロプロペン		mg/ℓ		0.002		
チウラム		mg/ℓ		0.006		
シマジン		mg/ℓ		0.003		
チオベンカルブ		mg/ℓ		0.02		
ベンゼン		mg/ℓ		0.01		
セレン		mg/ℓ		0.01		
ふっ素		mg/ℓ		0.8		
ほう素		mg/ℓ		1		
1,4-ジオキサン		mg/ℓ		0.05		
農用地 (田に限る。)	砒素	mg/kg		15	含有 試験	
	銅	mg/kg		125		
備 考						

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

土砂等に係る売渡し・譲渡証明書

年 月 日

様

住 所
証明者 氏 名 ⑩
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の搬入計画の届出（同条例第 9 条第 1 項の変更の届出をした場合にあっては、当該変更の届出を含む。）をした埋立等区域に搬入する土砂等については、採石法又は砂利採取法に基づく採取計画の認可等を受けている次の採取場所から採取された土砂等であることに相違ありません。

認可採取場所在地	
採取計画認可番号	
認可期間	年 月 日 ～ 年 月 日
認可採取量	m ³
売渡し又は譲渡の数量	m ³
売渡し又は譲渡の期間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第 9 号（第 1 3 条関係）

小規模埋立等事業完了届出書

年 月 日

沼田市長 様

住 所
届出者 氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による届出（同条例第 9 条第 1 項の変更の届出をした場合にあつては、当該変更の届出を含む。）に係る小規模埋立等事業を完了したので、同条例第 1 1 条第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出をした年月日及び届出の番号	年 月 日	沼 第 号
小規模埋立等事業を行った期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
完了年月日	年 月 日	

備考 完了した埋立等区域の出来形に関する図面を添付すること。

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

小規模埋立等事業廃止（休止）届出書

年 月 日

沼田市長 様

住 所
届出者 氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による届出（同条例第 9 条第 1 項の変更の届出をした場合にあっては、当該変更の届出を含む。）に係る小規模埋立等事業を廃止（休止）したので、同条例第 1 1 条第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出をした年月日及び届出の番号	年 月 日	沼 第 号
計画期間及び廃止年月日又は休止期間	計画期間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日 （休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日）	

備考 埋立等区域の出来形に関する図面を添付すること。

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

小規模埋立等事業再開届出書

年 月 日

沼田市長 様

住 所
届出者 氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による届出（同条例第 9 条第 1 項の変更の届出をした場合にあっては、当該変更の届出を含む。）に係る小規模埋立等事業を再開したいので、同条例第 1 1 条第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出をした年月日及び届出の番号	年 月 日	沼 第 号
休 止 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
再開年月日	年 月 日	

備考 この届出書は、休止した小規模埋立等事業を再開しようとするとき、再開する日の 1 0 日前までに提出すること。

様式第 1 2 号 (第 1 6 条関係)

小規模埋立等事業土砂等搬入管理台帳

年 月 日 ()

記録者の氏名

区分	土砂等の 搬入時刻	搬入車両の 登録番号	土砂等を運搬した者の 氏名又は法人の名称	搬入車両の運転者の氏名	搬入した土砂等の数量(m³)	土砂等の積込み場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

土砂等搬入作業の内容

様式第 1 3 号（第 1 6 条関係）

小規模埋立等事業土砂等搬入状況報告書

年 月 日

沼田市長 様

住 所
報告者 氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 1 5 条第 2 項の規定により、小規模埋立等事業の土砂等搬入状況を次のとおり報告します。

搬入計画の届出をした年月日及び届出の番号	年 月 日		沼 第 号		
埋立等区域の面積	㎡（うち実施済面積 ㎡）				
埋立等区域に搬入される土砂等の数量	㎡ ³ （うち実施済数量 ㎡ ³ ）				
今回の報告に係る期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
排出場所・工事名等	搬入予定 量（㎡ ³ ）	前回累計 量（㎡ ³ ）	今回報告 量（㎡ ³ ）	累計量 （㎡ ³ ）	備 考
合 計					

備考 今回の報告に係る期間の小規模埋立等事業土砂等搬入管理台帳（様式第 1 2 号）の写しを添付すること。

様式第 1 4 号（第 1 9 条関係）

埋立等区域内土壌検査等報告書

年 月 日

沼田市長 様

住 所
報告者 氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 1 6 条第 1 項の規定による埋立等区域内土壌検査等の結果を次のとおり報告します。

搬入計画の届出をした年月日及び届出の番号	年 月 日	沼 第 号
土砂等又は排出水の採取地点 … 別添位置図、現場写真及び検体試料採取調書（様式第 6 号）のとおり		
土壌に係る検査証明書（様式第 7 号） … 別添のとおり		
水質に係る検査証明書（様式第 1 5 号） … 別添のとおり		

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

水質検査証明書

年 月 日

様

分析機関名

代 表 者 ㊞

所 在 地

電話番号

環境計量士 ㊞

年 月 日付けで依頼のあった検体について、水質汚濁に係る環境基準について（昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号）別表 1 に定める方法、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 1 0 号）別表に定める方法により、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ		
全シアン	mg/ℓ		
有機燐	mg/ℓ		
鉛	mg/ℓ		
六価クロム	mg/ℓ		
砒素	mg/ℓ		
総水銀	mg/ℓ		
アルキル水銀	mg/ℓ		
P C B	mg/ℓ		
銅（農用地（田）に限る。）	mg/ℓ		
ジクロロメタン	mg/ℓ		
四塩化炭素	mg/ℓ		
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/ℓ		
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		
トリクロロエチレン	mg/ℓ		
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		
チウラム	mg/ℓ		
シマジン	mg/ℓ		
チオベンカルブ	mg/ℓ		
ベンゼン	mg/ℓ		
セレン	mg/ℓ		
ふっ素	mg/ℓ		
ほう素	mg/ℓ		
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		
水素イオン濃度	pH		
備考			

様式第16号（第22条関係）

（表）

身分証明書	
第	号
写真	所属
縦 3 c m	職名
横 2 c m	氏名
年 月 日生	
上記の者は、沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第23条第2項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
沼田市長	印

備考 縦は6センチメートル、横は9センチメートルとすること。

（裏）

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例抜粋
（報告の徴収及び立入検査等）
第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、埋立等区域の土地の所有者、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に埋立等区域若しくは土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、埋立等区域の土地の所有者若しくは土砂等を排出する者の事務所、事業所その他土砂等による埋立て等に関係のある場所に立ち入り、埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り埋立等区域の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第29条 次の各号にいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
（4）第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
（5）第23条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
（両罰規定）
第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 2 号（第 7 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 4 号（第 1 1 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 6 号（第 1 1 条、第 1 9 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 7 号（第 1 1 条、第 1 9 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 9 号（第 1 3 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 1 2 号（第 1 6 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 1 3 号（第 1 6 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 1 4 号（第 1 9 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 1 5 号（第 1 9 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）

様式第 1 6 号（第 2 2 条関係）

（令 7 規則 1 8 ・全改）